

## 三重とこわか国体亀山市食品衛生対策要項

### 1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市医事・衛生基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における食品衛生対策について、万全を期するため必要な事項を定める。

### 2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、県、関係機関・団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

### 3 実施項目

食品衛生対策は次の事項を実施する。

#### (1) 食品衛生に対する意識向上の啓発

食品関係事業者ならびに市民および大会参加者等に食品衛生に関する意識向上の啓発を図り、食品衛生の向上に努める。

#### (2) 食品関係営業施設等に対する監視、指導

県、関係機関・団体等と連携し、食品関係営業施設等に対する重点的な監視、指導等を行い、施設の衛生確保および食品の衛生的取扱いの向上を図る。

#### (3) 食中毒発生の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、「食品衛生法」に基づき、必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

### 4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策について、この要項を準用する。